

地球温暖化対応のための経済的手法研究会中間報告（案）に対する意見

1. 意見提出者 連絡先

- ・会社名及び団体名：特定非営利活動法人気候ネットワーク（本件は団体としての意見です）
- ・所属：同上（担当者・畑直之）
- ・氏名：気候ネットワーク（担当者・畑直之）
- ・会社及び団体所在地：〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル 305号
- ・メールアドレス：tokyo@kiconet.org

2. 提出意見内容

<意見1>

該当箇所：タイトル、及び、全般

意見内容：「ポスト京都」とあるのは、「ポスト2012年」とすべき。

京都議定書は2012年で終了するものではない、2012年で終わるのは同議定書「第1約束期間」にすぎない。「京都議定書の期間を超え」、「2013年以降の『ポスト京都』に向けて」との認識のもとに、「ポスト京都」と表記しているが、これは京都議定書「第2約束期間」はないものとするものであって不適切である。既に、京都議定書の下に先進国の更なる削減に関する特別作業部会が設置され、国際交渉を重ねていることを尊重すべき。

<意見2>

該当箇所：P.1~3、「1. 検討の必要性」及び「2. 検討の基本的な視点」

意見内容：大前提である大幅削減の必要性の認識を欠いている。

大口排出事業者の削減対策の検討の前提として、IPCC第4次評価報告書やバリ合意に沿った大幅削減の認識が欠落している。危険な温暖化の影響を最小限に止めるべきこと、そのために、大気中の温室効果ガスの濃度をどの程度で安定させ、気温の上昇をどの程度で止めるのかについて、全く言及がない。これは、本中間報告（案）の致命的欠陥である。取り組みを進めるにあたって派生的に発生するかもしれない二次的・三次的事項のみを「検討」し、本来の排出量取引制度を否定する結論を導こうとしていると言わざるを得ない。

また検討の対象期間をことさら2013年以降（「ポスト京都」）に限定せず、早期の政策強化を検討すべきである。

<意見3>

該当箇所：P.3~6、「3. 京都議定書第一約束期間における対策のレビュー、（1）自主行動計画制度」

意見内容：現状の対策についてのレビューは客観性を欠いている。

例えば、「京都議定書第一約束期間が開始されるまでは、その目標水準や対象範囲については、例えば欧州の産業分野対策と同等以上のものとなっている」とするが、その「目標水準」が何を意味するか不明であるなど、この「レビュー」の客観性には疑問がある。

<意見4>

該当箇所：P.4、「産業界による自主的な取組」

意見内容：そもそも低いレベルの目標水準に疑問。

日本経団連自主行動計画参加の産業・エネルギー転換部門 35 業種について、「 1.5%という成果が上がっている」としているが、そもそも 1990 年度レベル以下（1990 年度比ゼロ）という低いレベルの目標水準が妥当かどうか疑問である。

<意見 5>

該当箇所：P.4、「 政府の「施策・制度」としての自主行動計画」

意見内容：関係審議会による「フォローアップ」は、到底、厳格とはいえない。

関係審議会による「フォローアップ」は基礎データの検証を欠いたものであって、到底、厳格なフォローアップとはいえない。これを「政府の施策・制度」とするのは、牽強付会の弁である。

「削減効果は、製造業 28 業種において 90 年度比 1.8%となっている」としているが、削減効果は対象業種の活動量の変化との関係を含め、個々に検証されるべきである。

<意見 6>

該当箇所：P.4～5、「 近年における自主行動計画の抜本的強化、「制度」の再定義、業務部門への拡大等」

意見内容：自主行動計画の目標引き上げによる削減効果は疑問。

自主行動計画の目標引き上げによる削減効果・2100 万トンについては、これまでに指摘してきたように、その多くが従前の甘すぎる目標を既存達成レベルまで引き上げたにすぎず、新目標が現状より低い水準の業種が多く、今後追加的に削減される部分はごく一部にすぎない。

<意見 7>

該当箇所：P.5、「( 2 ) 国内クレジット ( CDM ) 制度」

意見内容：国内クレジット ( CDM ) 制度は大企業の目標を実質的に緩める。

そもそもこの制度が、自主行動計画範囲外の中小企業での削減事業から生じたクレジットを自主行動計画参加の大企業の目標達成に充当する仕組みである以上、要は本来自主行動計画参加の大企業が自らの事業で達成すべき目標を実質的に緩めるものと言え、根本的に問題である。中小企業等の排出削減の取組を推進するためなら、このような仕組みとせずとも良いはずである。

<意見 8>

該当箇所：P.6～8、「 4 . 実効ある政策手法の採択に当たっての一般的な論点整理 ( 規制的措置等の在り方 ) 」

意見内容：このような手法では、きちんとした総量削減にならない。

日本全体で、2020 年に 1990 年比 25～40%削減、2050 年に 80%削減という科学の求めるスケールでの大幅削減を確実に達成するには、排出割合で 3 分の 2 にも及ぶ大規模発電所・工場の削減量を、総量で国全体の削減率以上に確実に削減することを法的に担保する制度が不可欠である。また、削減手段は、当面は既存技術の普及・活用が基本となる。本中間報告 ( 案 ) にはこの視点を全く欠いたうえ、エネルギー多消費産業に配慮した記述が並んでいる。

原単位改善についてもエネルギー原単位に言及しているのみであり、総量削減については検討課題とし、自主行動計画と同様の業界団体による「総量管理」でしかない。

<意見 9>

該当箇所：P.7、「 4 . 実効ある政策手法の採択に当たっての一般的な論点整理 ( 規制的措置等の在り方 ) ( 1 ) 原単位改善」

意見内容：省エネ法規制 ( 年 1%効率改善目標 ) を後退させてはならない。

この部分の記述は、省エネ法による年 1%の効率改善目標の緩和を図り、省エネ法規制を後退させよ

うとしていると理解される。「我が国の各業種・企業が『世界で最も効率の良いトップランナー』であることを客観的に示」されておらず、むしろ、同一業種内の事業所ごとの効率も広くばらつきが大きいことが明らかになっている。企業間の公衡性を図るために、これまでの省エネ法目標（年1%効率改善）の達成こそ求めるべきである。

< 意見 10 >

該当箇所：P.8～12、「5．国内排出量取引に関する論点整理」

意見内容：中間報告（案）の「国内排出量取引」は総量での排出削減を担保しない。

国内排出量取引制度は、早期大幅削減を達成するための政策手段である。しかしながら、本中間報告（案）は日本の早期の大幅削減を前提としておらず、通常の見引制度に対する視点と全く異なる前提で排出量取引を議論している。排出量取引においては、排出枠の割当が総量でなされることが不可欠である。ベンチマークは原単位に基づく割当とは限らない。グランドファザリングで、公衡性に欠けるとする問題は、早期対策への評価を加えることで解決可能である。総量削減が担保されない原単位による目標設定は、国内排出量取引制度導入の目的に反するものである。ましてや、エネルギー原単位による取引制度は、CO2 排出原単位の改善、即ち燃料転換や再生可能エネルギーの導入推進にも寄与しない。

< 意見 11 >

該当箇所：P.12、「その他（国際リンクなど）」

意見内容：現状でも既に大幅な資金流出が生じることが懸念されている。

「大幅な資金流出が生じることが懸念される」と記されている。しかし、現行の自主行動計画の下でも、既に、経団連が公式に発表しているだけで約2億2千万トン（2012年までの合計、単年では約4200万トン）もの京都メカニズムクレジットの購入が予定されている。私たちは、現状のままでは、電力業界を中心に単年で1億トンを超える京都メカニズムクレジットの購入を余儀なくされると予想している。現行の自主行動計画の下でも「大幅な資金流出が生じることが懸念され」ている状況であり、国内排出量取引制度導入の如何とは直接は関係ない。

< 意見 12 >

該当箇所：P.13～14、「(2) 排出量取引の国内統合市場の試行的実施」

意見内容：この案では国内排出量取引制度の試行的実施（実験）にならない。

キャップ&トレード型国内排出量取引制度において、試行などの検討が最も必要なのは「キャップ」の部分である。しかしこの案では、「排出量取引の国内統合市場の試行的実施（実験）」において、肝心の「キャップ」の「試行的実施（実験）」はほとんど行われななことになる、画龍点睛を欠く。闇雲に、「ノーキャップ、エネルギー原単位による自主参加取引」を「試行」させようとする本音は、国際標準である「キャップ&トレード型排出量取引導入逃れ」の策というほかない。

< 意見 13 >

該当箇所：P.14～15、「(1) 環境税等」

意見内容：環境税（炭素税）は具体的制度設計をして実行する時期である。

環境税（炭素税）については、両論を併記した後、京都議定書目標達成計画の文章をそのまま記述したにすぎず、進展が見られない。既に効果や留意点が十分に議論されてきており、今や具体的制度設計をして実行する時期である。しかし、具体的検討に踏み出す意欲が見られない。

以上